【調査の実施状況及び告発の状況】
証券監視委は、本件相場操縦が証取法（第159条第１項、第197条第２項等　相場操縦行為等の禁止、加重処罰規定）に違反するとして、平成22年１月20日、大阪府警と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年２月９日、犯則嫌疑者を大阪地方検察庁検察官に告発した。
【告発の対象となった犯則事実】
犯則嫌疑者は、上記⑤の事件の犯則嫌疑者Ａ、Ｂ及びＣらと共謀の上、財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス株式会社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、平成19年４月13日から同月26日までの間、10取引日にわたり、同株券の売買を誘引する目的をもって、犯則嫌疑者Ｂほか複数名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値で買い上がるなどの方法により、同株券合計946万300株を買い付ける一方で、同株券合計777万2,400株を売り付ける一連の売買をし、さらに、下値買注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計148万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をするとともに、他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同期間中、上記10取引日にわたり、同株券合計427万8,100株について、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者Ｂほか複数名義で売付けすると同時に別途買付けをし、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、その株価を154円から179円まで上昇させた上、上記10取引日の間、当該上昇させた株価により、複数の証券会社を介し、犯則嫌疑者ほか複数名義で同株券合計1,094万6,700株を売り付けたものである。
【告発後の経緯】
平成22年２月10日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において、公判係属中である。

⑩　株式会社テークスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件
本件は、株式会社テークスグループの実質的経営者が、自ら決定した同社の増資及び同増資に係る新株式発行の一部失権という重要事実をもとに、その公表前に、他の犯則嫌疑者と共謀の上、自社株の買付け及び売付けを行ったという悪質な内部者取引事件である。本件犯則嫌疑者は、表面上は同社の取締役等に就かず、その株式支配力を背景に背後から実質的経営者として同社の経営上の重要事項を決定していたものであるが、本件は、このような実質的経営者についても、金商法第166条の「会社関係者」として告発したものである。
なお、本件実質的経営者である犯則嫌疑者は上記⑨の相場操縦事件の犯則嫌疑者と同一人物である。
【調査の実施状況及び告発の状況】
証券監視委は、本件内部者取引が金商法（第166条第１項等　会社関係者の禁止行為）に違反するとして、平成22年２月25日、大阪地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年３月16日、犯則嫌疑者４名を大阪地方検察庁検察官に告発した。
【告発の対象となった犯則事実】
株式会社テークスグループ（平成20年８月31日までの商号は株式会社東京衡機製造所。以下、商号変更の前後に応じ、「テークスグループ」又は「東京衡機製造所」という。）が平成20年９月１日に公表した第三者割当による新株式発行増資について
第１　犯則嫌疑者Ａは、平成20年５月28日ころ、その職務に関し、東京衡機製造所の業務執行を決定する機関が株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の同社の業務等に関する重要事実を知り
１　犯則嫌疑者Ａ及びＢは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、その公表前である同年６月４日から同年８月26日までの間、犯則嫌疑者Ａほか複数名義で、複数の証券会社を介し、東京衡機製造所の株券合計34万2,000株を代金合計2,726万7,000円で買い付け
２　犯則嫌疑者Ａ、Ｃ及びＤは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、その公表前である同年８月21日から同月28日までの間、犯則嫌疑者Ｄ名義で、証券会社を介し、東京衡機製造所の株券合計８万9,000株を代金合計800万円で買い付け
第２　犯則嫌疑者Ａは、平成20年９月16日、その職務に関し、前記第三者割当による新株式発行増資について、払込総額の約９割に相当する新株式の発行は失権することが確実になり、連結業績向上のための基幹事業としていた子会社事業等への投資資金を確保する目処が立たなくなった旨のテークスグループの運営、業務及び財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実を知り、犯則嫌疑者Ａ及びＢは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、その公表前である同月16日から同月19日までの間、犯則嫌疑者Ｂほか名義で、複数の証券会社を介し、テークスグループの株券合計73万5,000株を代金合計１億145万2,000円で売り付け
たものである。
【告発後の経緯】
平成22年３月17日、犯則嫌疑者Ａ及びＤの２名について、公訴の提起が行われ、大阪地方裁判所において、公判係属中である。

⑪　トランスデジタル株式会社の架空増資による不公正ファイナンスに係る偽計事件
犯則嫌疑法人トランスデジタル株式会社は、平成20年８月28日、29日と立て続けに小切手及び手形の不渡りを出し、９月１日には民事再生手続開始の申し立てを行い、民事再生手続に入っている。本件は、このように犯則嫌疑法人が資金繰りに行き詰まって経営破たんに陥る直前に第三者割当により発行した新株予約権の行使に係る増資について、入金した払込金を直ちに出金の上、再度別途の払込金として入金するということを繰り返して行った架空増資を利用した偽計事件であり、上記①、⑧に続く不公正ファイナンス３号事案となる。
なお、本件については、警視庁と合同で調査・捜査を進めてきたものである。
【調査の実施状況及び告発の状況】
証券監視委は、本件偽計が金商法（第158条等　偽計の禁止）に違反するとして、平成22年３月９日、警視庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年３月26日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者６名を東京地方検察庁検察官に告発した。
【告発の対象となった犯則事実】
犯則嫌疑者６名は、共謀の上、平成20年７月28日に犯則嫌疑法人トランスデジタル株式会社が発行した新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装して新株を発行しようと企て、同社の業務及び財産に関し、同社の新株を発行するため
第１
１　同月29日、新株予約権20個の行使に係る払込金として、１億6,000万円を、新株予約権の行使に関する払込取扱場所である銀行支店に開設された同社名義の預金口座（以下「トランスデジタル口座」という。）に入金して払込みを仮装し
２　同日、上記１記載の１億6,000万円等を同行別支店の同社名義の口座（以下「別口座」という。）に振り替えるなどした上、新株予約権13個の行使に係る払込金として、１億400万円を、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装し
３　同日、別口座を介し、新株予約権10個の行使に係る払込金として、8,000万円を、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装し
４　同日、トランスデジタル口座から現金を別口座に振り替えた上、新株予約権20個の行使に係る払込金として、１億6,000万円を、トランスデジタル口座に入金して払込みを仮装し